

国民年金保険料が納められない そんな時は免除制度があります

申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。

この申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付する「一部納付（一部免除）」制度があります。

【一部納付（一部免除）制度】

保険料の一部を納付することで、残りの保険料の納付が免除となる制度ですが、承認を受けても、一部保険料を納付しなかった場合は、未納と同じになりますので、将来の年金額に反映されません。

また、未納の場合、障害や死亡と言った不慮の事態が生じたときに、年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

◇一部納付は三種類です。
● 四分の一納付

- 保険料 三千五百三十円
- 二分の一納付 保険料 七千五百円
- 四分の三納付 保険料 一万五百八十円

若年者納付猶予制度

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（二十歳代）の方は、申請すれば、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され保険料の後払いができる制度です。

●申請および承認期間

承認期間は、七月から翌年六月までです。
現在免除などの承認を受けている方が、引き続き申請される場合は、できる限り七月に申請されるようお願いいたします。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害や遺族といった年金の受給資格要件に算入されませんのでご注意ください。

退職（失業）による特例免除

この特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。
申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は…

全額免除や納付猶予の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。
また、老齢基礎年金を受給する時は、図のとおり計算されます。

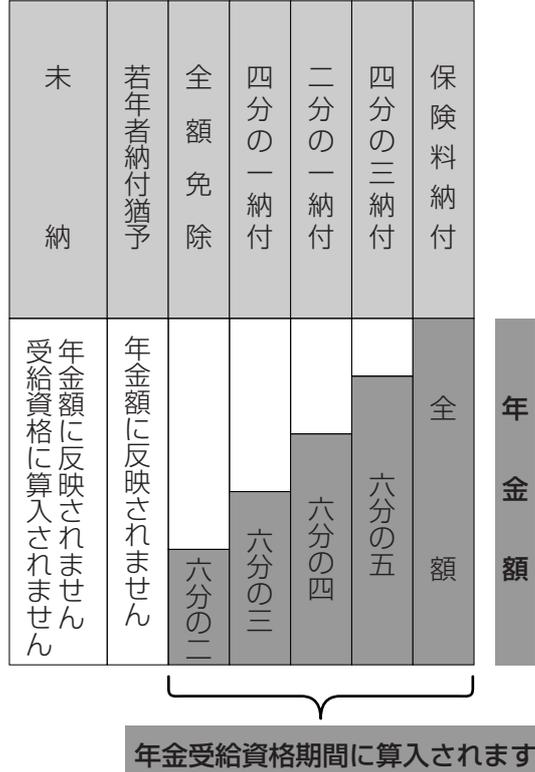
なお、十年以内であれば追納することができまますので、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめします（二年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります）。
申請手続きは、役場の国民年金担当窓口で受け付けしています。
学生の方には「学生納付特例制度」（今年度から在学予

定期間の記入が必要になりました）がありますので、ご相談ください。

休日・時間外の年金相談のお知らせ（七月）

場所

- お問い合わせ・申請窓口
大方総合支所住民課住基戸籍係
☎ 43-2800（直通）
佐賀総合支所総務課住基戸籍係
☎ 55-3701（直通）
- お問い合わせ
高知社会保険事務局幡多事務所
● 七月九日（第二月曜日）
午後七時まで時間延長
- 七月十四日（第二土曜日）
午前九時半から午後四時まで



【ねんきん相談】

七月十九日（木）午前十時から午後二時まで
場所／総合センター第一研修室（役場佐賀庁舎前）